

1. 学費

(令和4年度予定)

入学手続き時に要する費用	入学手続き金 200,000円①	内 訳	
		入学金	100,000円
		施設設備費(前期分)	100,000円

入学後の費用	月額納付金 41,000円② (年額492,000円)	内 訳	
		授業料	33,000円(※)
	教育充実費	8,000円	
	その他 160,000円③		内 訳
		施設設備費(後期分)	100,000円
		団体諸経費(年額)	60,000円

(※) 授業料月額33,000円に対し、**高等学校等就学支援金制度**により就学支援金が授業料の一部に充当されます。保護者等の年収等により就学支援金の給付金が変わります。下記の世帯年収による納付金の例を参照してください。

初年度納付金(年額) ①・②・③の合計	852,000円
------------------------	----------

2・3年次納付金(年額)	752,000円
--------------	----------

●高等学校等就学支援金制度について

・「**高等学校等就学支援金**」は御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。保護者等の**都道府県民税所得割**と**市町村民税所得割**の合算額が、257,500円(※世帯年収590万円程度)未満の世帯に**就学支援金 月額33,000円(年額396,000円)**が支給され、507,000円(世帯年収910万円程度)未満の世帯に**就学支援金 月額9,900円(年額118,800円)**が支給されます。ただし、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上の世帯には、就学支援金は支給されません。

参考：保護者等の世帯年収目安と就学支援金支給額

保護者等の世帯年収目安	A：約590万円未満	B：約590万円～910万円未満	C：約910万円以上
高等学校等就学支援金(年額)	396,000円	118,800円	なし

※掲載している世帯年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安です。

世帯の年収目安による納付金の例

A：世帯年収590万円未満の場合	
入学金	100,000円
授業料(年額)	0円
教育充実費(年額)	96,000円
施設設備費(年額)	200,000円
団体諸経費(年額)	60,000円

B：世帯年収590万円～910万円未満の場合	
入学金	100,000円
授業料(年額)	277,200円
教育充実費(年額)	96,000円
施設設備費(年額)	200,000円
団体諸経費(年額)	60,000円

C：世帯年収910万円以上の場合	
入学金	100,000円
授業料(年額)	396,000円
教育充実費(年額)	96,000円
施設設備費(年額)	200,000円
団体諸経費(年額)	60,000円

初年度納付金(年額)	456,000円
2・3年次納付金(年額)	356,000円

初年度納付金(年額)	733,200円
2・3年次納付金(年額)	633,200円

初年度納付金(年額)	852,000円
2・3年次納付金(年額)	752,000円

詳細については文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm をご覧ください。

高校生等への修学支援

高等学校等就学支援金制度の他にも、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度もあります。各都道府県において制度の詳細は異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

※「**高等学校等就学支援金制度**」が変更された場合、この限りではありません。

- ・団体諸経費の内訳は、PTA会費・生徒会費・後援会費になります。
- ・一旦受理した書類や入学金は、返却いたしません。但し、所定の手続きを経て入学を辞退した場合には、施設設備費(前期分)を返却いたします。
- ・学費には、消費税は課せられません。

2. 奨学生制度

(令和4年度予定)

[1] 種別と特典について

種 別	特 典 内 容	給付金額(年額)
第一種奨学生	入学金・施設設備費・授業料の負担額・教育充実費の給付	792,000円※
第二種奨学生	入学金・施設設備費の給付	300,000円
第三種奨学生	入学金の給付	100,000円

※就学支援金の支給対象でない場合。

就学支援金が支給される世帯の方は、奨学金の給付金額が、授業料の負担額〔(授業料) 33,000円 - (就学支援金) 9,900円または33,000円〕に応じて異なります。

[2] 合格区分と奨学生の内容について

合 格 区 分	内 容
特別進学コースαクラス(第一種奨学生)合格者	合格者全員に、第一種奨学生の資格が与えられます。 ・3年間αクラスに在籍する場合は、進級時に第一種・第二種の審査を行い、資格が見直され更新されます。 ・2年進級時に特別進学コースに変更する場合は、審査を行い資格が見直されます。
特別進学コース(第二種奨学生)合格者 特別進学コース(第三種奨学生)合格者	入学試験の結果で第二種・第三種のいずれかの奨学生資格が与えられます。進級時に審査を行い、資格が見直されます。

※硬式野球部に関して下記の日本高野連規定に準じます。

- ① 人数……若干名(5名以下) ② 学業が一定の水準を満たしており他の生徒の模範となる者 ③ 出身中学校長の推薦のある者